

重要事項説明書

球磨病院介護医療院

当施設は介護保険の指定を受けている。熊本県指定 43B0300025

当施設はご契約者に対し介護医療院サービスを提供する。施設の概要や提供されるサービス内容、契約上の注意事項を次のとおり説明する。

1、施設が提供するサービスについての相談窓口

担 当 者 介護支援相談員 西嶋 正利

電話番号 (0966) 24-2854

受付時間 原則として月曜日～金曜日 9時00分～17時00分

2、医療療養法人朝日野会 球磨病院介護医療院の概要

(1) 施設経営法人

法 人 名 医療法人朝日野会

所 在 地 熊本県人吉市上青井町176

電 話 番 号 (0966) 22-3121

代 表 者 理事長 清水 安全

設立年月日 昭和52年12月10日

(2) 利用施設

- ① 施設の種類：介護医療院 令和元年年6月1日指定 介護保険事業所番号 43B0300025
- ② 施設の目的：介護医療院とは、熊本県知事により指定を受けた介護保険施設（介護保険法、平成9年法律第123号、第109条第1項）を必要とする要介護者に対して施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療を行うことにより、その者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようになることを目的とする施設である。医療の必要な要介護高齢者の長期療養・生活施設。
- ③ 施設の名称：球磨病院介護医療院
- ④ 施設の所在地：熊本県人吉市上青井町170-1
- ⑤ 電話番号：(0966) 24-2854
- ⑥ 管理者氏名 崎山 直樹
- ⑦ 当施設の運営方針：当施設は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたって介護医療院サービスの提供に努める。
- ⑧ 開院年月日：令和2年5月1日
- ⑨ 入所：88床

(3) 当施設の職員体制

介護医療院施設の設備及び運営に関する基準に従っている。

※→併設病院と兼務

職 種	人 数
管 理 者	1名（医師と兼務）
医 師	1名

理学療法士	2名以上
薬剤師	1名以上
看護職員	16名以上（常勤換算）
介護職員	16名以上（常勤換算）
管理栄養士	1名以上
介護支援専門員	1名以上
放射線技師	4名以上 ※
臨床検査技師	3名以上 ※
調理員	17名以上 ※

令和6年10月1日現在

主な職種の勤務体制

職 種	勤 務 体 制
医 師	日勤 9：00 ～ 17：30
	待機 17：30 ～ 9：00
看 護 職 員	日勤 8：30 ～ 17：30
	夜勤 15：30 ～ 9：00
介 護 職 員	日勤 8：30 ～ 17：30
	遅出 11：30 ～ 20：30
	夜勤 15：30 ～ 9：00
理学療法士 作業療法士	日勤 8：30 ～ 17：30

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

- ① 当施設の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画に係わる業務を担当させる。
- ② 当施設の介護支援専門員は、施設サービス計画の原案作成に当たり、適切な方法により利用者様のその有する能力、その置かれている環境等の評価を通じ利用者様が現に抱える問題点を明らかにし、利用者様が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握する。
- ③ 計画作成担当介護支援専門員は、利用者様及びそのご家族の希望、利用者様について把握された解決すべき課題並びに医師の治療方針に基づき、当該利用者に対する介護医療院サービスの提供にあたる他の従業者と協議の上、サービスを提供する上で留意すべき事項等を盛り込んだ施設サービス計画の原案を作成する。
- ④ 計画作成担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案について、利用者様又はそのご家族に説明し同意を得る。
- ⑤ 計画作成担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後においても、介護医療院サービスの提供にあたる他の従業者との連絡を継続的に行うことにより、施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて施設サービスの変更を行う。

4. 当施設が提供するサービス、利用料金

当施設では、利用者様に対し以下のサービスを提供する。また、当施設が提供するサービスには利用料金が介護保険から給付される場合と医療保険から給付される場合と、利用料金の全額を利用者様に負担していただく場合がある。

- (1) 介護保険の給付対象となるサービス（サービス利用料金は別表を参照のこと）利用料金は、通常の場合9割が介護保険から給付される。（利用者負担は通常の場合：1割）

- ① 医師の診療：当施設の医師による診療及び療養上の指導管理、介護保険法に定められる検査、投薬、注射、処置等利用者に症状に応じ必要と認められるもの。
- ② 機能訓練：利用者様の、心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要に応じた理学療法、作業療法その他適切なリハビリテーションを計画的に行う。
- ③ 食事：当施設では、医師の指示に従い、管理栄養士の立てる献立表により栄養ならびに利用者様の身体の状態、症状及び嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供する。

利用者様の自立支援に配慮し、心身の状態を考慮し、できる限り離床し食堂にて食事を摂取していただく。

利用者様の1人1人の健康、栄養状態を体重測定などによりチェックし、個別の計画（栄養ケアプラン）を作成（低栄養状態の予防・改善のための食事、摂食・嚥下機能に応じた食形態）して定期的なフォローアップに取り組む。

食事時間	朝食	8：00
	昼食	12：00
	夕食	18：00

- ④ 看護及び医学的管理の下における介護

当施設では、看護及び医学的管理の下における介護は、利用者様の自立支援と日常生活の充実に資するよう、症状及び心身の状態に応じ、適切な技術を持って援助する。

入浴 一般浴・特浴室があり、お身体を清潔に保ち、衛生的かつ健康的な療養生活を送っていただくため週2回入浴いただける。

入浴時間	午前	9：00	～	11：00
	午後	13：30	～	15：30

特浴（機械浴）、入浴困難な利用者は、全身清拭・手浴・足浴等を行う。

排泄：利用者様の自立支援に向け、病状及び心身の症状に応じ残存機能を生かすことができるよう排泄への援助を行う。オムツを使用している利用者は適宜取り替える。

日常生活上のケア：利用者様に対し、離床、着替え、整容その他の日常生活上の世話を適切に行う。また、その利用者様に対して、利用者様の負担により当該介護医療院の従業員以外の者による看護及び介護を受けさせることをしない。

- ⑤ その他のサービス

当施設では、適宜利用者様のためのレクリエーション行事を行えるよう努める。

利用者様のご家族と連携を図るとともに、利用者様とご家族との交流等の機会を確保するように努める。

- (2) 医療保険の対象となる検査、処置等

利用者様の症状が急性増悪した場合、急性期治療が必要と医師が診断した場合人工透析、人工呼吸器の装着など頻度が少ないような複雑な医療。

簡単な手術、医師によりトリガーポイント注射、CT、MRI、複雑な検査（薬物の血中濃度測定）など、介護保険法で定められているもの。

介護保険の対象とならないサービス

① 食事療養費 1,445 円／1 日・居住費（滞在費）697 円／1 日

＊市町村民税世帯非課税等に該当する場合は、利用者様の負担上減額がある（サービス利用料金表を参照のこと）。

特別な食事：利用者様の希望に基づき、特別な食事を提供した場合、要した費用の実費

② 利用サービス：理容師の出張による理容サービス（（月 1 回）をご利用いただける。

利用料金 1,000 円 おしゃれカット 1,500 円

③ 日常生活品：ティッシュペーパー、洗剤、歯ブラシ、歯磨き粉、テレビの契約等個人で使用する日常生活用品・個人の嗜好による特別な生活用品（治療の一環として電気毛布を使用される場合を除く）

④ 通信費：代理申請等にかかる切手代・電話代（治療に関する連絡は除きます。）

(3) 介護保険給付の対象となるサービス利用料金

利用者様の介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費の額を除いた金額（自己負担額）をお支払いいただく。介護保険法に基づき、1 月を 30 日で計算した月額。

要 介 護 度	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
1. 要介護度別サービス利用料金	227700 円	256500 円	319200 円	346200 円	370200 円
2. 介護保険から給付される金額	204930 円	230850 円	287280 円	311580 円	333180 円
3. サービス利用にかかる自己負担額 (1-2)	22770 円	25650 円	31920 円	34620 円	37020 円

- 初期加算 30 円／1 日（30 日で終わり）
- サービス提供体制加算 6 円／日
- 感染対策指導管理 6 円／日
- 褥瘡対策管理（Ⅰ）6 円／日 褥瘡対策管理（Ⅱ）10 円／月
- 科学的介護推進加算（Ⅱ）60 円／月
- 協力医療機関連携加算（Ⅰ）100 円／月
- 高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）5 円／月

令和 7 年 8 月 1 日より

5、当施設の介護医療院支援の特徴

(1) 運営方針

医療法人朝日野会の基本理念、「仁愛、共生、信義」に則り、長期にわたる療養を必要とする要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他のケア及び機能訓練、その他の必要な医療を行うことにより、その者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようになることを目的とした施設である。

当施設は、利用者様の意思及び人格を尊重し、常に利用者様の立場に立って介護医療院サービスの提供に努める

当施設は、地域や家族との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供するものと密接な連帯に努める。

(2) 当施設では利用者様の求めに応じて、施設サービス計画の内容を開示する。

(3) サービス利用のためのポイント

当施設では、課題把握の手法として包括自立支援プログラムを利用している。

6、サービスに関する苦情

当施設における苦情、相談は介護支援専門員が受け付ける。

不在の場合は 副看護部長、3階・4階の看護師長

受付時間 原則として月曜日から金曜日 9:00~17:00

行政機関、その他苦情受け付け機関（受付時間 9:00~17:00）

人吉市役所（0966-22-2111）

各市町村は役場代表の番号へ

国民健康保険団体連合会

住所 熊本市健軍2丁目4-10 熊本県町村自治会館内

電話 0966-365-0329

7、成年後見人制度のお問合せ 社会福祉協議会 住所 人吉市西間町41-1

電話 24-9192

上記の内容に同意します。

____年 ____月 ____日

氏 名 _____ (_____ 号室)

住 所 _____ 電話番号 _____

生年月日 明治・大正・昭和 ____年 ____月 ____日

代理人

氏名 _____ 印 _____ 続柄 _____

住 所 _____ 電話番号 _____